

19 監査公表第 2 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに第 2 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

平成 19 年 2 月 1 日

福岡市監査委員	川	口	浩
同	高	田	保男
同	竹	本	忠弘
同	福	田	健

監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに第 2 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

1 監査の種類 定期監査及び行政監査

2 監査の対象，区分，範囲及び実施期間

(1) 監査の対象局，区分，対象期間及び実施期間

ア 市民局

(事務監査)対象期間	平成 17 年 10 月から同 18 年 10 月まで
実施期間	平成 18 年 9 月 4 日から同年 10 月 6 日まで
(工事監査)対象期間	平成 16 年 6 月から同 18 年 5 月まで
実施期間	平成 18 年 8 月 1 日から同年 10 月 25 日まで

イ こども未来局

(事務監査)対象期間	平成 18 年 1 月から同年 9 月まで
実施期間	平成 18 年 9 月 5 日から同年 9 月 29 日まで
(工事監査)対象期間	平成 16 年 6 月から同 18 年 5 月まで
実施期間	平成 18 年 8 月 1 日から同年 10 月 25 日まで

ウ 経済振興局

(事務監査)対象期間	平成 16 年 10 月から同 18 年 10 月まで
実施期間	平成 18 年 8 月 29 日から同年 10 月 5 日まで

エ 下水道局

(事務監査)対象期間	平成 17 年 9 月から同 18 年 9 月まで
実施期間	平成 18 年 9 月 5 日から同年 9 月 21 日まで

オ 消防局

(事務監査)対象期間	平成 17 年 9 月から同 18 年 9 月まで
実施期間	平成 18 年 8 月 28 日から同年 9 月 14 日まで
(工事監査)対象期間	平成 16 年 6 月から同 18 年 5 月まで
実施期間	平成 18 年 8 月 1 日から同年 10 月 25 日まで

カ 水道局

(事務監査)対象期間	平成 17 年 9 月から同 18 年 9 月まで
実施期間	平成 18 年 9 月 5 日から同年 9 月 19 日まで
(工事監査)対象期間	平成 16 年 6 月から同 18 年 5 月まで
実施期間	平成 18 年 8 月 1 日から同年 10 月 25 日まで

キ 交通局

(事務監査)対象期間	平成 17 年 9 月から同 18 年 9 月まで
実施期間	平成 18 年 9 月 4 日から同年 9 月 22 日まで
(工事監査)対象期間	平成 16 年 6 月から同 18 年 5 月まで

実施期間 平成 18 年 8 月 1 日から同年 10 月 25 日まで

ク 教育委員会

(事務監査)対象期間 平成 17 年 10 月から同 18 年 10 月まで

実施期間 平成 18 年 8 月 28 日から同年 10 月 3 日まで

ケ 人事委員会事務局

(事務監査)対象期間 平成 17 年 9 月から同 18 年 10 月まで

実施期間 平成 18 年 8 月 29 日から同年 10 月 6 日まで

(2) 監査の対象事務

事務監査は各局及び各行政委員会所掌の財務に関する事務及び事務の執行を，工事監査は各局所掌の工事等を対象とした。

3 監査の方法

監査は，前記の対象事務が，適正かつ効率的に行われているかを主眼として，事務監査は抽出した諸帳簿等関係書類を，工事監査は別表 1～5 の工事等に係る関係書類を検査するとともに，関係職員から説明を聴取し，必要に応じ現地調査を行った。

4 テーマ監査

今回の事務監査及び工事監査においては，複数の部局等に共通する事務事業の中から監査のテーマを設定し，チェックや比較検証を行う「テーマ監査」を局別監査に併せて実施した。

5 監査の結果

監査の結果は，おおむね良好と認められたが，下記のとおり一部の局等において注意，改善を要する事項等が見受けられた。

(事務監査)

(1) 局別監査

ア 市民局

契約代金の支出に長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

委託契約等代金の支出に当たっては，履行確認後，債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また，債権者から請求が行われない場合は，債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら，平成 17 年度の委託契約及び物品購入代金の支出において，履行確認後，支払いまでに長期日数を要しているものが見受けられた。

今後，支出に当たっては，速やかに事務処理等を行うよう十分注意されたい。

(指導課)

イ こども未来局

(ア) 本市に交付先団体事務局がある補助金等の交付について適正な事務処理を求めるもの

市は補助金及び負担金の交付に当たっては，交付の目的に従って公正かつ効率的に行うとともに，事業の成果が交付決定の内容に適合するものであることを確認する必要がある。しかしながら，平成 17 年度「福岡市子ども団体地域指導員連絡協議会補助金」，同「福岡市青少年団体連絡会議補助金」，同「福岡市青少年団体指導者協会補助金」，同「福岡市少年の翼交流事業負担金」及び同「成人の日記念行事負担金」の交付事務において，次のような事例が見受けられ，支出手続，事業実績の確認並びに交付先団体の現金管理，出納事務が不適切なものとなっていた。

上記補助事業等については，いずれも交付先団体の事務局が当課にあることから，交付先団体の現金管理や出納事務について経理規程を整備するとともに，決裁権者は，事務の執行状況の把握に努め必要に応じて適切な指導を行うなど，さらにチェック体制の強化を図り，適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。

a 事業実績調査確認を交付先団体の事務局担当系の職員が行っているが，客観的に実績を確認するためには，当該業務に従事していない職員が行うべきであ

る。

- b 補助金等の交付先団体の出納事務において、既に公表されている事務局職員による運営経費の一部私的流用のほか、次のような事例が見受けられた。
- (a) 書面による意思決定を得ないまま、事務局職員が会費等を現金で受領しているもの、預金口座から現金を引き出しているもの及び立替払を行っているものがあった。
 - (b) 参加者負担金等を受領した後、速やかに預金口座に入金していないものがあった。
 - (c) 預金口座から現金を引き出した後、速やかに支払いをしていないものがあった。
 - (d) 支出伺に支出内容の記載がなく、支出の目的・理由、購入品目、数量等が確認できないまま決裁しているものがあった。
 - (e) 現金出納簿と預金通帳の記帳内容が相違しているなど、現金管理や出納事務が不適切なものとなっていたにもかかわらず、決算報告がなされており、チェック機能が十分でなかった。

(こども未来課)

(イ) 民間保育所補助金の交付事務について注意を求めるもの

市は補助金の交付に当たっては、交付の目的に従って公正かつ効率的に行う必要がある。しかしながら、平成 17 年度及び同 18 年度において、「延長保育事業補助金」、「一時保育事業補助金」及び「認可外保育施設児童支援事業補助金」の交付決定及び支出が速やかになされておらず、不適切なものとなっていた。

交付先団体には経営規模が小さな団体も含まれていると思われるため、補助金の交付に当たっては、その目的をふまえ速やかに事務処理を行うよう注意されたい。

- a 平成 17 年度の交付決定及び支出を、申請書受理から長期日数経過後に行っていた。
- b 平成 18 年度の「延長保育事業補助金」及び「認可外保育施設児童支援事業補助金」の交付決定を、実査日現在(平成 18 年 9 月 22 日)行っていなかった。

(保育所指導課)

(ウ) 時間外勤務手当の支給事務について適正な事務処理を求めるもの

所属長は、職員を正規の勤務時間外に勤務させるときは、時間外勤務等命令簿によりあらかじめ勤務を命じ、勤務をさせたときは、同命令簿により事後に勤務の状況について確認しなければならない。しかしながら、平成 17 年度の時間外勤務手当の支給事務において、時間外勤務等命令簿を作成しておらず、同命令簿による命令及び事後の確認等がなされないまま支給しているものが多数見受けられ、不適切なものとなっていた。

時間外勤務手当の支給に当たっては、福岡市職員の給与に関する条例及び同条例施行細則等に則り、適正な事務処理をされたい。

(保育所指導課南庄保育所)

ウ 経済振興局

(ア) 契約代金の支出に長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

委託契約代金等の支出に当たっては、履行確認完了後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成 16 年度から同 18 年度の委託料や物品購入代金等の支出において、履行確認完了後、支払いまでに長期日数を要しているものが見受けられた。

今後、支出に当たっては、迅速な事務処理を行うよう十分注意されたい。

(創業支援室，経営企画課，開催運営課)

(イ) 委託契約事務について注意を求めるもの

委託により業務を行う場合は、契約書及び仕様書等に基づき確実に業務を履行するよう受託者を指導しなければならない。しかしながら、平成 17 年度「福岡国際会議場管理運営等業務委託」において、次のような事例が見受けられたため、今後、関係規程等に則り適正な事務処理を行うよう注意されたい。

a 契約書により、毎月、概算払いによる委託料の請求があった場合に資金計画書を提出させ承認することとしているが、2月の設計変更時以外は、すべて提出させていなかった。

b 仕様書により、収納金日計報告書及び同月計報告書を福岡市へ提出することとなっているにもかかわらず、すべて提出させていなかった。

(コンベンション課)

(ウ) 公有財産（普通財産の貸付）について適正な執行を求めるもの

公有財産の貸付等を行う場合は、関係規程等に則り契約書を作成するなど、適正な事務手続きを行わなければならない。しかしながら、福岡国際会議場及びマリメッセ福岡駐車場用地においては、市有地を財団法人福岡コンベンションセンターへ有償で貸し付けているにもかかわらず、賃料等必要な事項を定めた契約書を作成せず、また、市で必要とされる決裁を取らないまま、駐車場に係る収益と費用との差額を賃料として市へ納付させていた。

平成 18 年度からは、当該駐車場を利用料金制としているため賃貸借は発生していないが、今後、所管する公有財産の貸付等を行うに当たっては、関係規程等に則り適正な事務処理を行われたい。

(コンベンション課)

エ 下水道局

特に指摘する事項はなかった。

オ 消防局

特に指摘する事項はなかった。

カ 水道局

特に指摘する事項はなかった。

キ 交通局

特に指摘する事項はなかった。

ク 教育委員会

特に指摘する事項はなかった。

ケ 人事委員会事務局

特に指摘する事項はなかった。

(2) テーマ監査

今回は、「物品の購入契約及び出納管理事務が適正に執行されているか」をテーマとして監査を実施した。

ア 物品購入契約事務に当たり一括発注等の効率的な購入を求めるもの

物品の購入に当たっては、使用目的や使用時期、必要数量を把握し、効率的な発注を行うとともに、経済性も考慮しなければならない。また、契約に当たっては、福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則等に基づき、予定価格の金額に応じ所掌する契約担当課に契約を依頼しなければならない。しかしながら、平成 16 年度及び同 17 年度における液晶テレビ(モニターテレビ) 4 台及び物置 2 棟の購入において、契約担当課に一括発注すべきところを分割し原課で契約していた。

今後、物品の購入契約に当たっては、競争性、効率性や経済性等を考慮するとともに、関係規則等に則り適正に事務処理されたい。

(経済振興局経営企画課，同局開催運営課)

イ 乗車券等の出納管理について注意を求めるもの

乗車券等の出納管理に当たっては、福岡市会計規則をはじめ関係法令に則り、使用状況の把握とともに帳簿の点検等、適時検査を行わなければならない。しかしながら、平成 17 年度及び同 18 年度の乗車券等の出納管理において、次のような不適切な事例が見受けられた。

今後、出納管理に当たっては、福岡市会計規則等に則り、適正な事務処理に努められたい。

(ア) よかネットカード、えふカード及びワイワイカードの出納管理において、当該出納簿の記帳の誤り等が多数見受けられた。その結果、よかネットカード及びえふカードについて、現物と出納簿の残額が一致していなかった。

(イ) 福岡都市高速回数通行券の出納簿の記帳について、会計年度毎に調製されていない。また、通行券番号順に出納記帳されているため、出納年月日順に整理されていない。

(下水道局河川建設課)

ウ 物品の購入契約事務について注意を求めるもの

物品購入代金等の支出に当たっては、納品等の履行確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成 17 年度の物品購入事務において、納品等の検査完了から支払いまでに長期日数を要しているものが見受けられた。

今後、支出に当たっては、迅速な事務処理を行うよう努められたい。

(交通局乗客課，教育委員会西高宮小学校)

(まとめ)

今回のテーマ監査については、物品の購入契約及び出納管理事務が適正に執行されているかという観点から監査を行ったが、指摘事項とはならないまでも、これまで監査を通して注意・指導してきた事項等が未だに繰り返されているものが多数見受けられた。

まず、物品の購入契約事務については、物品の納品検査完了後、相手方からの請求がないこと等を理由に、支払いまでに長期日数を要しているものが数多く見受けられた。請求が行われない場合は、相手方へ請求行為を催促するなど、迅速な支払い手続きに努める必要がある。また、契約担当課で一括発注すべきものを原課で分割発注していると思われる事例が散見されたが、一括発注することで価格の引き下げが可能になるなど、より経済的な購入が期待できると思われた。

次に、物品の出納管理事務については、物品出納簿の記載において、月計、繰越等の記入もれなど単純な記載ミスが数多く見受けられた。また、物品を購入したまま長期間未使用となっているものが見受けられたが、計画的な購入を行うなど有効活用することが望まれる。

一方、事務の効率化のためにパソコンで物品出納簿を作成し管理している事例が見受けられたが、現行の会計規程上では問題があるため、不適切な事務手続きと言わざるを得ない。

しかしながら、今日の高度な技術社会への移行に伴い、電子機器の役割が増大している状況に鑑み、パソコンを活用することで日々の単純なミスを防ぐ等、事務改善や効率化等の推進が図れるよう、今後、会計事務の所管課において、現行の規定・様式等を見直し、現状に沿ったものとなるよう検討・改善していくことが望まれる。

(工事監査)

(1) 局別監査

ア 市民局

(ア) 設計積算について注意を求めるもの

平成17年度「田島公民館前広場整備工事」

(契約金額 2,917万 3,200円)

本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないように交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員を明確にしておくことが必要である。しかし、本工事の設計図書にはその総数が記載されたのみで1日当たりの配置人員が明示されず、結果として、契約図書においても交通誘導員の配置人員の明示がされていなかった。

また、設計変更を行った際に、積算の根拠を明確にしないまま交通誘導員の総数を増員した。

さらに、変更設計図書に配置人員が明示されず当初契約時と同様に、変更後の契約図書においても配置人員の明示がされていなかった。

工事の円滑な執行を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員を明示すべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(公民館整備課)

(イ) 契約事務について注意を求めるもの

平成16年度「社領スポーツ広場(仮称)グラウンド整備工事」

(契約金額 2,623万 5,300円)

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、同法第13条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載し、それを変更するときは、変更内容を書面に記載しなければならないこととなっている。

当初、特定建設資材廃棄物が発生しない旨の書面が取り交わされていたが、工事内容の変更に伴い特定建設資材廃棄物が発生したにもかかわらず、その内容が書面に記載されていなかった。

今後は、適正な契約事務に努められたい。

(スポーツ課 建築局施設建設課関連)

イ こども未来局

設計積算について注意を求めるもの

平成17年度「別府小学校留守家庭子ども会室改築工事」

(契約金額 2,038万 5,750円)

当初設計による建物配置については、用地提供者である小学校と協議の上設計し工事を開始したが、基礎工事途中で周辺住民より日当たり等の環境の悪化を理由に建物配置について変更の申し入れがあり、建物配置の変更を行った。そのことにより、すでに施工されていた基礎が不用となり撤去された。

今後は、事前に関係者との協議調整を十分に行うよう、努められたい。

(保育課 建築局施設建設課関連)

ウ 消防局

(ア) 施工管理について注意を求めるもの

平成17年度「(仮称)西消防署元岡出張所新築工事」

(契約金額 9,103万 5,000円)

「労働安全衛生規則」では、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合には、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないが、屋根工事等において、危険防止の措置がなされず作業を行っていた。

今後は、作業の安全管理について規則を遵守するよう、請負者への指導の徹底を図られたい。

(管理課 建築局施設建設課関連)

(イ) 設計積算及び施工管理について注意を求めるもの

平成16年度「(仮称)早良消防署東入部出張所用地造成工事」

(契約金額 871万5,000円)

本工事は建築工事に先行し、敷地内の雨水排水のためU型側溝とグレーチング蓋等の設置を施工している。しかし、U型側溝の施工時に図面による建築工事での完成地盤高さを見誤ったため、敷地面と不整合が生じた。その結果、グレーチング蓋が不必要なものとなった。

工事施工に当たっては、契約図書等の内容を把握し施工すべきであった。

今後は、十分注意し適正な設計積算、施工管理を図られたい。

(管理課)

エ 水道局

(ア) 設計積算について注意を求めるもの

a 平成16年度「東区箱崎4丁目地内 600mm配水管布設工事」

(契約金額 1,603万4,550円)

本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないように交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員を明確にしておくことが必要である。しかし、本工事の契約図書において交通誘導員の配置人員が明示されていなかった。

また、設計変更を行った際に、交通管理者との協議により交通誘導員の配置人員を増員したが、変更後の契約図書においても明示されていなかった。

発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員を明示すべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(東部管整備課)

また、次の工事においても同様な事例が認められた。

b 平成16年度「中央区輝国1丁目地内減圧弁設置工事」

(契約金額 1,229万250円)

(中部管整備課)

c 平成17年度「東区香椎浜1丁目地内 800mm配水管布設工事」

(契約金額 5,394万600円)

(東部管整備課)

(イ) 契約事務について注意を求めるもの

a 平成16年度「東区箱崎4丁目地内 600mm配水管布設工事」

(契約金額 1,603万4,550円)

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、同法第13条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載し、それを変更するときは、変更内容を書面に記載しなければならないこととなっている。

当初、同法に基づく書面は取り交わされていたが、工事内容の変更に伴い同書面に記載の特定建設資材廃棄物数量等が変更になったにもかかわらず、変更内容が書面に記載されていなかった。

今後は、適正な契約事務に努められたい。

(東部管整備課)

また、次の工事においても同様な事例が認められた。

b 平成16年度「城南区友泉亭地内電動弁室築造外工事」

(契約金額 4,315万5,000円)

- (水管理課)
- c 平成16年度「中央区輝国1丁目地内減圧弁設置工事」
(契約金額1,229万250円)
(中部管整備課)
 - d 平成16年度「番托系2号導水管推進工事(5工区推進1-1)」
(契約金額1億9,047万5,250円)
(浄水施設課)
 - e 平成17年度「東区原田4丁目地内配水管布設工事」
(契約金額3,508万2,600円)
(東部管整備課)
 - f 平成17年度「東区香椎浜1丁目地内 800mm配水管布設工事」
(契約金額5,394万600円)
(東部管整備課)
 - g 平成16年度「東区松田1丁目地内 600配水管布設工事」
(契約金額1,021万6,500円)

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、同法第13条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載することとなっているが、記載した書面がなかった。

今後は、適正な契約事務に努められたい。

(東部管整備課)

- h 平成17年度「中部地区配水管布設設計委託(単価契約)」
(支払金額3,323万5,152円)

本委託の指令書4件について、設計内容の一部に誤りがあったため修正を指示した。しかし、修正を指示した成果品が納品されていないにもかかわらず、完了したこととして委託料が支払われていた。

今後は、契約内容の適正な履行を行われたい。

(中部管整備課)

(ウ) 設計積算及び契約事務について注意を求めるもの

- a 平成16年度「今津高所配水池築造工事 1」
(契約金額3億3,689万2,500円)

本工事において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で、発注時の設計書において調整リング接着剤等の単価を誤って積算していたということを理由に、工事内容の変更に関わりのない同単価を修正変更して積算を行い、請負代金額の変更がされていた。請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を行ったことは、適切な契約変更ではなかった。

今後は、適正な設計積算、契約事務に努められたい。

(西部管整備課)

- b 平成16年度「南区野多目1・3丁目地内外環状共同溝内配水管布設工事」
(契約金額1億541万6,850円)

本工事において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で、発注時の設計書においてPC板防水工コーキング材の単価を誤って積算していたということを理由に、工事内容の変更に関わりのない同単価を修正変更して積算を行い、請負代金額の変更がされていた。請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を行ったことは、適切な契約変更ではなかった。

今後は、適正な設計積算、契約事務に努められたい。

(中部管整備課)

- c 平成16年度「早良区次郎丸2丁目～西区橋本2丁目地内外環状共同溝内(室見川シールド)共同管布設工事」

(契約金額1億9,794万8,100円)

本工事において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で、発注時の設計書において軽量鋼矢板供用日数を誤って積算していたということを理由に、契約図書に明示のない同日数を修正変更して積算を行い、請負代金額の変更がされていた。請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を行ったことは、適切な契約変更ではなかった。

今後は、適正な設計積算、契約事務に努められたい。

(中部管整備課)

- (I) 設計積算、施工管理及び契約事務について注意を求めるもの

平成14年度「多々良浄水場浄水処理施設築造工事」

(契約金額15億3,704万1,450円)

- a 本工事において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で、発注時の設計書においてオゾン処理棟築造工事及び粒状活性炭吸着池築造工事の躯体支保工費を誤って積算していたということを理由に、工事内容の変更に関わりのない単価を修正変更して積算を行い、請負代金額の変更がされていた。請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を通常の手続きで行ったことは、適切な契約変更ではなかった。

今後は、適正な設計積算、契約事務に努められたい。

- b 場内配管工の試掘において、一部箇所直掘り掘削深が2m以上あるにもかかわらず、危険防止のための土留工の設置がされずに、その内部で作業が行われていた。

今後は、施工中の安全管理について、請負者への指導の徹底を図られたい。

(浄水施設課)

オ 交通局

- (ア) 設計積算について注意を求めるもの

- a 平成16年度「福岡市高速鉄道3号線橋本駅上部照明灯設置工事」

(契約金額1,905万8,550円)

本工事は、橋本駅地上部の西鉄バス、民営駐車場及び駐輪場の整備計画が未確定の状態が発注されており、本工事の照明灯の設置位置等を示す設計図面がなかった。また、契約後、地上部の整備計画が確定したため設計変更がなされたが、変更内容を示す設計図面等がなかった。

発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化、また竣工時の検査のためにも設計図書による明示は不可欠である。

今後は、設計積算の基本をふまえ、適正な設計図書の作成並びに工事発注を行うよう努められたい。

(技術課)

- b 平成16年度「博多駅外1ヶ所非常用ポンプ増設工事」

(契約金額2,730万円)

- (a) 本工事は、地下鉄構内への浸水対策を目的として設置された非常用ポンプ設備工事である。

本工事完了時、竣工時における検査で実負荷による排水機能及び排水状態の確認が行われていなかった。非常時に確実に機能し、高い信頼性が求められる設備である以上、実負荷による運転確認は不可欠である。

また、非常時に備え、長期にわたり機能を維持し続けるためには、排水機

能の確認を含め定期的な維持管理が重要であるが、必要な用水を容易に確保して試験排水運転ができるシステムとなっていないため、維持管理においても信頼性を確保することが困難な設備となっている。

浸水対策のために計画された当設備が、長期にわたって適切に維持管理がなされるように検討されたい。

- (b) 機械設備工事である本工事には、電気設備工事が含まれている。交通局「共通費積算要領」によると、機械設備工事に含む電気設備工事は「専門工事」として共通費を算出することとなっているが、「専門工事」の適用がなされていないかった。

今後は、「共通費積算要領」に基づき適正な積算に努められたい。

(施設課)

(イ) 設計積算及び契約事務について注意を求めるもの

a 平成16年度「福岡市高速鉄道3号線渡辺通工区道路本復旧工事」

(契約金額1億4,402万4,300円)

- (a) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、同法第13条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載し、それを変更するときは、変更内容を書面に記載しなければならないこととなっている。

当初、同法に基づく書面は取り交わされていたが、工事内容の変更に伴い同書面に記載の特定建設資材廃棄物数量等が変更になったにもかかわらず、変更内容が書面に記載されていないかった。

今後は、適正な契約事務に努められたい。

- (b) 本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないように交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員を明確にしておくことが必要である。しかし、本工事の契約図書において交通誘導員の配置人員が明示されていないかった。

また、設計変更を行った際に、交通管理者との協議により交通誘導員の配置人員を減員したが、変更後の契約図書においても明示されていないかった。

発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員を明示すべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(技術課)

b 平成16年度「福岡市高速鉄道3号線橋本駅上部整備工事」

(契約金額8,105万4,750円)

- (a) 本工事において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で、発注時の設計書において仮囲い撤去工の単価を誤って積算していたということを理由に、工事内容の変更に関わりのない単価を修正変更して積算を行い、請負代金額の変更がされていた。請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を行ったことは、適切な契約変更ではなかった。今後は、適正な設計積算、契約事務に努められたい。

- (b) 本工事においては、舗装工等の施工内容が当初設計から変更されているが、変更契約図書にはその変更内容を示す設計図面が添付されていないかった。

工事は、変更内容を示す図面がないまま監督員の指示により行われていた。

発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化、また、竣工時の検査のためにも設計図書による明示は不可欠である。

今後は、十分注意して適正な設計図書の作成を図られたい。

(2) テーマ監査

今回は、「原課契約について、その契約から検査、支払いまでの行政事務が適法、適正になされているか」をテーマとして監査を実施した。

なお、定期監査の対象とした5局のうち、水道局及び交通局はテーマに該当する工事はなかった。

ア 市民局

テーマに基づき発注課において契約がなされた工事46件について監査を行ったところ、次のような改善を要する事例が見受けられた。

適正に保管管理すべき工事記録写真を紛失しているもの、決裁権者の押印を漏らしたまま請書を徴し工事に着手させたもの、かし担保期間の設定に誤りがあったものなど、18件の工事について不適切なものが見受けられた。

今後は、適正な事務処理に努められたい。

イ こども未来局

テーマに基づき発注課において契約がなされた工事19件について監査を行ったところ、次のような改善を要する事例が見受けられた。

工事完成検査において立会人と検査員を同一人としていたもの、工事完了受渡しから相当期間経過しての支払いとなっていたものなど、6件の工事について不適切なものが見受けられた。

今後は、適正な事務処理に努められたい。

ウ 消防局

テーマに基づき発注課において契約がなされた工事49件について監査を行ったところ、次のような改善を要する事例が見受けられた。

建設工事退職金共済制度に基づく証紙の購入がなされていないもの、かし担保期間の設定に誤りがあったもの、工事完了受渡しから相当期間経過しての支払いとなっていたもの、適正に保管管理すべき工事記録写真を紛失しているものなど、12件の工事について不適切なものが見受けられた。

今後は、適正な事務処理に努められたい。

別表 1

市民局 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
田島公民館前広場整備工事	当初 28,129,500円	平成17年 7月12日から
	変更 29,173,200円	平成17年11月 4日まで
千代公民館改築工事	当初 135,439,951円	平成16年 5月29日から
	変更 137,370,450円	平成17年 3月10日まで
旧博多小学校西棟校舎解体その他工 事	17,430,000円	平成16年12月21日から 平成17年 3月28日まで
板付公民館・老人いこいの家複合施 設改築工事	当初 130,074,000円	平成17年 5月28日から
	変更 131,822,250円	平成18年 3月22日まで
高木公民館・老人いこいの家複合施 設改築エレベーター設置工事	8,941,275円	平成17年 6月29日から 平成18年 3月15日まで
外 7件省略		

別表 2

こども未来局 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
旧姪浜区画整理事務所改造工事	当初 16,117,500円	平成16年 9月16日から
	変更 16,542,750円	平成16年11月20日まで
別府小学校留守家庭子ども会室改築 工事	当初 18,396,000円	平成17年12月 3日から
	変更 20,385,750円	平成18年 3月20日まで
千代保育所内部改修工事	35,154,000円	平成16年10月21日から 平成17年 3月10日まで
旧姪浜区画整理事務所改修電気工事	5,250,000円	平成16年10月21日から 平成16年11月30日まで
以上 4 件抽出		

別表 3

消防局 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
(仮称)早良消防署東入部出張所用 地造成工事	当初 8,541,750円	平成17年 1月19日から
	変更 8,715,000円	平成17年 3月15日まで
消防本部庁舎内部改修工事	当初 60,217,500円	平成16年 5月 7日から
	変更 67,001,550円	平成16年 9月30日まで
(仮称)西消防署元岡出張所新築工 事	91,035,000円	平成17年 5月25日から
		平成17年11月30日まで
消防本部庁舎内部改修衛生設備工事	10,920,000円	平成16年 5月20日から 平成16年10月 4日まで
消防本部庁舎内部改修空調設備工事	32,025,000円	平成17年 5月21日から 平成17年11月 7日まで
新消防出張所指令管制情報システム 機器設置工事	27,825,000円	平成17年 9月 7日から 平成17年12月 7日まで
以上 6 件抽出		

別表 4

水道局 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
新久山スラッジ最終処分場実施設計 業務委託	当初 22,102,542円	平成16年12月23日から
	変更 22,350,300円	平成17年 3月25日まで
早良区次郎丸2丁目～西区橋本2丁 目地内外環状共同溝内(室見川シー ルド)共同管布設工事	当初 192,150,000円	平成17年 3月15日から
	変更 197,948,100円	平成18年 2月28日まで
博多区石城町,千代6丁目地内(千 鳥橋)工業用水道管移設工事	当初 33,810,000円	平成16年 5月 1日から
	変更 32,302,200円	平成16年10月27日まで
早良ニュータウン加圧ポンプ場新築 工事	当初 10,804,500円	平成16年11月20日から
	変更 11,250,750円	平成17年 7月31日まで
夫婦石浄水場ろ過池排水扉取替修理	11,280,045円	平成16年 7月17日から 平成17年 1月12日まで
外 35件省略		

別表 5

交通局 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
平成17年度レール削正工事	25,200,000円	平成17年11月18日から 平成18年 3月15日まで
福岡市高速鉄道3号線軌道整備工事 外	10,983,000円	平成16年12月17日から 平成17年 1月17日まで
3号線開業に伴う1,2号線掲示標 改良工事	当初 128,730,000円 変更 158,747,400円	平成16年 7月 9日から 平成17年 3月15日まで
運行管理システム耐震工事	6,615,000円	平成17年12月29日から 平成18年 3月15日まで
橋本車両基地定置型試験装置設置工 事	132,300,000円	平成16年 9月 1日から 平成17年 3月15日まで
外 15件省略		